

平成 27 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会 会議議事録【確定】

○日 時：平成 28 年 3 月 29 日（火）午後 1 時 00 分～3 時 00 分

○会 場：白山会館 1 階 芙蓉の間

○出席者

- ・ 委 員：松永委員、柳委員、熊倉会長代理、柏委員、丸山委員、佐藤委員、片桐委員、
宇治委員、多賀委員、本間委員、島崎会長、上路委員、関委員、高岡委員
計 14 名（欠席委員：熊谷委員）
- ・ 関係課：児童相談所、こころの健康センター、各区健康福祉課、学校支援課
- ・ 事務局：福祉部長、障がい福祉課長、障がい福祉課長補佐、障がい福祉課職員 5 名

1. 開 会

（司 会）

ただいまから平成 27 年度第 3 回新潟市障がい者施策審議会を開会いたします。

本日は年度末のお忙しい中、この審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私、本日の進行を務めます障がい福祉課課長補佐の大倉と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の会議につきましても、議事録作成のためテープ録音をご了承くださいますようお願いいたします。委員の皆様のご発言の際には職員がマイクをお持ちしますので、お手数ですが挙手をお願いの上ご発言をお願いいたします。

会議に入ります前に資料の確認をお願いいたします。事前にお送りさせていただいたものといたしまして、本日の次第、資料の番号が振ってありますが、資料 1、資料 2、資料 3、資料 4、参考資料のほうで、参考資料 1、参考資料 2、参考資料 3、参考資料 4 を事前にお送りさせていただいております。また、本日お配りしたものといたしまして、資料 4 の差し替え版、そして参考資料 5、そして出席者名簿、座席表、「審議会に対する意見について」という後日意見提出のできる用紙、こちらのほうをお配りしております。事前送付と本日お配りしたものを合わせまして、お手元にごございますでしょうか。もし不足がある場合はお申し付けください。

それでは、開会にあたりまして、佐藤福祉部長よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

福祉部長の佐藤でございます。本日は、皆様方お忙しい中、障がい者施策審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。また日頃より新潟市の障がい者施策にご協力ご支援いただき、誠にありがとうございます。

さて、先日、市の議会が終わりました。新潟市の予算確立に至りました。その中で、市全体としては若干の減少ということだったのですが、福祉部はお陰様で全会計通しまして、3パーセント弱の予算を獲得ということでしたし、この障がい福祉関係の一般会計の歳出では7億9,000万円余り増額ということですのでございます。この中では、後ほど主な事業についてということで報告させていただきますけれども、この審議会での提言をきっかけに制定に至りました、障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の関連の予算なども含めまして、実のある予算になったのではないかと考えています。

条例につきましては、後ほど説明がございますけれども、できて終わりということではまったくございません。これからが、より重要だと考えています。そのためには、やはり市民一人一人の方に、この条例の内容をご理解いただくことが、まず大事だろうと考えておりますので、PR活動など力を入れていきたいと思っております。この場にいらっしゃる皆様からご協力をいただければと考えております。

今年度、これが最後の審議会ということになります。委員の任期はまだ1年残っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。本日は、どうもありがとうございます。

(司 会)

ありがとうございました。

次に、本日の委員の出席状況でございますけれども、熊谷委員から欠席の連絡をいただいております。15名の委員のうち14名の委員の方の出席ということになります。過半数を超えておりますので、この審議会は成立しているということをご報告いたします。

また、オブザーバーとして参加いただいております山賀自立支援協議会会長につきましては、本日所要のため不参加となっております。お知らせをさせていただきます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。これからにつきましては、島崎会長に進行をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

2. 報告事項

(島崎会長)

皆様こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、次第に従ひ議事を進めさせていただきます。本日は、1時から3時までの2時間いただいております。はじめの30分ほど報告事項を行ひまして、残りの時間で議事についてご意見をいただくこととお願ひします。ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

○平成 28 年度の主な事業について

(島崎会長)

それでは、2の報告事項「平成 28 年度の主な事業について」です。事前に資料を読まれていることと思いますけれども、事務局のほうから簡単に説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「平成 28 年度の主な事業について」を説明させていただきます。資料は資料 1 になります。はじめに、資料の説明の前に、今ほど部長のあいさつにもありましたが、障がい福祉課の平成 28 年度の予算総額は 184 億 6,425 万 1,000 円で、対前年比 7 億 9,000 万円ほどの増、率にして 4.5 パーセントの増となっております。主な理由としましては、ヘルパーやグループホーム、通所施設の利用にかかる介護給付の経費の増、それから就労移行支援等の就労支援事業の増によるものです。

それでは、主な事業について説明させていただきます。1 ページ目をご覧ください。1 ページの 1 「障がい福祉課」の (1) 「共に生きるまちづくり条例関連事業」といたしまして、平成 28 年度は障がい特性に関するパンフレットの作成・配布と、障がいを理由とした差別解消に向けた協議・提案を行う条例推進会議、それから紛争解決機関である調整委員会を開催いたします。条例推進会議、調整委員会については、市の附属機関として平成 28 年度から設置します。合わせて本日お配りしました第 3 次新潟市障がい者計画の冊子をご覧ください。冊子は 37 ページになります。皆さん、ありますでしょうか。

計画の 37 ページになりますが、第 2 部各論のうちの「(6) 障がいを理由とした差別の解消及び権利擁護の推進」の「(1) 障がいを理由とした差別の解消の推進」に対応する事業となります。後ほど議事のほうで条例施行の準備について詳しくご説明いたしますので、条例に関するご意見については議事の部分でいただけたらと思っております。

次に、資料に戻りまして、(2) 「強度行動障がい者 (児) 支援職員育成事業」です。この事業については、今年度、平成 27 年度から実施しておりますが、平成 28 年度も引き続き実施いたします。事業の内容といたしましては、記載のとおりですが、県主催の座学による強度行動障がい支援者養成研修の受講者に対し、受講料やテキスト代を助成するほか、現場で適切な支援ができる職員の育成を目的に、市独自で実地研修を開催し、研修の委託及び受講者を派遣する事業所に対して補助を行います。なお、今年度は県主催の座学の研修は 82 名、市主催の実地研修は 26 名が修了見込みです。また、前年の平成 27 年度の予算と比較しますと、減額となっておりますが、実績に応じた予算編成を行ったことによるもので、県主催の研修の補助、市独自の実地研修等も今年度の実績を上回る人数を予算内で予定しております。これにつきましては、計画冊子の 22 ページになりますが、「1 地域生活の支援」の「(4) サービス基盤の充実」

の部分に対応するものとなっております。

次に、資料の2ページ(3)「障がい者基幹相談支援センター事業」です。事業の内容としましては、表の下の方に書いてありますが①から⑤にあるような一般相談や地域の相談支援体制の強化というのは、これまでも行ってきましたが、平成28年度からは新たに⑥になりますが、この4月から施行する「共に生きるまちづくり条例」の差別相談の窓口として業務を新たに加え、4か所あるわけですが、4か所合計で相談員を2名増員いたします。こちらにつきましては、計画の冊子18ページになります。「1地域生活の支援」「(1)相談支援体制の充実」に対応するものとなっております。

次に、資料の3ページ(4)「日常生活用具給付費事業」です。今回、新たに視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオを給付品目に追加します。これは、視覚障がい者が容易に使用できるよう配慮された地上デジタル放送に対応したラジオで、日常生活上の情報を保証するとともに、障がい者の社会参加を促進するものです。こちらにつきましては、計画の冊子20ページの「1地域生活の支援」の「(2)在宅サービスの充実」に対応するものとなっております。

次に、また資料に戻りまして資料の3ページの下段、(5)「農業を活用した障がい者雇用促進事業」です。この事業については、労働力不足の農家と就労を希望する障がい者をつなぐコーディネーター2名の配置と、それから福祉施設に農作業を委託する農家への助成制度により、障がいのある人の雇用の促進を図るもので、今年度から実施しております。引き続き、来年度も実施するということとなりますが、今年度の成果といたしましては、施設に通う障がい者が施設外就労という形で3人1組で農家に出向いて働くという組み合わせを27組行いました。一般雇用には、まだつながっていませんが、農家の障がい者に対する理解は進んでおり、障がい者も労働力になるということを理解していただいたと思っております。また、事業拡大の際には、障がい者を一般就労といたしますか、普通に雇用したいというお話も何件かいただいておりますので、今年度以降、農業を職業とする障がい者が誕生するのではないかと考えております。これにつきましては、冊子の32ページから33ページにかけて「4雇用促進と就労支援」の「(1)雇用促進と一般就労の支援」に対応したものとなっております。

資料は障がい福祉課の最後になりますが、4ページ(6)「社会福祉施設等整備費補助金」です。これは国の経済対策に対応しまして、この2月に平成27年度の補正という形で2億590万円を予算化しております。これがすべて繰り越し、平成28年度に執行いたします。この資料の平成28年度予算にはそれを含めた表示となっております。事業の内容といたしましては、平成27年度の補正としてグループホーム46人分と、児童発達支援10人分の整備、それから平成28年度の当初ではグループホーム20人分と、短期入所10人分の整備を予定しております。なお、平成27年度補正後につきましては、国の内示前に広く予算化したため、その後、内示がな

かったものも一部あります。これにつきましては、平成 28 年度の当初として改めて国に協議し、できるだけすべてが実施できるように努めていきます。この事業につきましては、計画の冊子 22 ページの「1 地域生活の支援」の「(4) サービス基盤の充実」に対応するものです。第 4 期障がい福祉計画のほうでは 107 ページになりますが、平成 29 年度まで毎年グループホームを 50 人ずつ新たに確保していく計画となっております。そのため、グループホーム整備に重点を置いて進めてまいります。

障がい福祉課は以上です。

(こころの健康センター)

続きまして、こころの健康センターが担当している部分の説明をいたしたいと思います。こころの健康センターの福島でございます。資料のほうは資料 1 の 5 ページをご覧ください。冊子のほうは、まず 21 ページをご覧ください。所管分としましては、事業が 3 つあります。1 つ目は「地域移行・地域定着支援事業」と、「自殺対策」と「精神科救急」の 3 つの事業についてご説明申し上げます。

まず、資料の 5 ページの「地域移行・地域定着支援事業」ですが、これは精神科病院に入院している患者さんが退院しやすいような環境、安心して暮らせる地域づくりをするとともに、新しい長期入院を防ぐという目的で行う事業ですが、「事業の内容」をご覧ください。(1)、(2)、(3) と 3 つの柱があります。1 つ目が「精神障がい者の地域生活を考える関係機関連絡会」、連絡会と称していますが、中身は会議と研修会と、あとは社会資源見学ツアーという、関係職員がバスに乗って新潟市内の社会資源、特に医療機関等を回っていくというツアーを行っていますが、こういったものを引き続き行っていきます。

2 番目の「アパート暮らし体験事業」、こちらは精神科等に入院している方が、アパートはこういうものだという体験をしていただくために、アパートを借り上げて、そこを見学したり、泊まっていただくという事業でございます。これも昨年から引き続いていきます。新しいものが(3)になります。「ピアサポーターによる普及啓発活動」になります。精神障がいに関する啓発普及としては、主に支援者がその内容を語るということが多くありましたけれども、精神障がいとか精神疾患に関する知識だけが伝わりますと、かえって偏見を助長してしまうこともあると、病気に対する恐れとか、そういったものを助長してしまうということから、ピアサポーター、当事者自身が自分の障がいについて語るということで、より効果的な啓発普及を目的にやるものになります。こちらを今年度新たに実施していきたいと思います。区役所でありますとか、地域保健福祉センター単位の既存の事業や会議に盛り込む形で、そこに私もサポーターをコーディネートいたしまして話を聞いていただいたり、そういう形で事業を行っていきたくて考えております。地域移行に関しましては、以上でございます。

続きまして、自殺総合対策になります。冊子の 89 ページをご覧ください。「精神保健と医療施設の推進」の中に含まれる部分になりますが、こちらにつきましては、以前から行っている事業が多いのですけれども、事業内容を簡単に説明しますと、相談支援事業、くらしとこころの総合相談会、これは中央区の万代シテイにおきまして、月 1 回弁護士、市の職員、保健師、精神保健福祉相談員等が相談を伺うワンストップの総合相談会がございます。これを来年度、中央区でも行いますし、年 2 回ほど中央区以外の区でも行いたいと考えています。②の「こころといのちの寄り添い支援事業」は、自殺未遂をされた方が運ばれた精神救命救急センター等と連携して、アフターフォローをしていくという事業になりますが、こちらも継続していきます。電話相談につきましては、こころといのちのホットライン事業でありますとか、新潟県と共同の相談ダイヤルを開設しまして、24 時間体制で電話相談に対応していきたいと思っております。連携体制推進事業については、資料をご覧くださいと思いますが、新しいものとしましては②「若年層における自殺対策作業部会」という形で、若年層対策。これまで中高年層対策が中心でしたが、ここに加えて若年層の対策を行っていききたいということで、3 月 3 日に開催しましたが、来年度も引き続いて若年層における対策を、どういうことを課題としてやっていくべきかということにつきまして、有識者等に集まっていただきまして、作業部会として議論を進めていきます。

また、その作業部会と連携しまして、(3)「人材育成事業」になりますが、自殺予防ゲートキーパー研修として、大学生を対象とした研修会を実施します。また、教育委員会と共同で、「児童・生徒等」は間違いで、「教職員」を対象とした研修会を開催します。「児童・生徒等」は消していただきまして、「教職員」に変えてください、恐れ入ります。こういったことを行いまして、大学生用としては、大学生がお互いに、心の問題に早めに気付いて相談に乗ったり、相談をしたりできるような人材を養成していくと。学校の先生方に対しましては、児童・生徒の自殺問題に関し、早めに気づくゲートキーパーのような研修をしていきたいと考えています。

7 ページになりますが、冊子のページとしましてはやはり 28、29 に含まれておりますが、精神科救急になります。これにつきましては、平成 26 年度の 3 月に (2) になります「精神科救急情報センター」、これは消防隊でありますとか警察等からの相談を受けて、トリアージ、振り分けを行うという機能がございますが、そのセンターを開設しました。昨年平成 27 年 3 月には (3) の精神医療相談窓口を開設いたしました。来年度、これらのセンター、相談窓口の質のさらなる向上を図っていくとともに、次なる課題としましては、夜間や休日の時間外だけではなくて、平日の日中、現在、精神科にかかる患者さんが増えておりまして、ほとんどの医療機関が予約制になっています。そして、日中は予約制であるが故に、急に悪化しても受診が難しいという状況が生じているということがありますので、実際、その状況を把握して、それに対

してどういう対策が必要であるか、そういった検討を来年度行っていきたいと思います。平成27年度中に医療機関、県内の保健所等に対しまして、平日の日中の救急に関するニーズ調査を行っておりまして、その結果を今集計しておりますので、来年度その結果を踏まえて、平日の日中の救急のあり方につきまして、検討を進めてまいりたいと考えております。

こころの健康センターからは以上でございます。

(島崎会長)

ありがとうございました。事務局から「平成28年度の主な事業について」ご説明をいただきました。条例に関する意見については、議事のところでご意見をいただけたらと思いますので、そのほかのところでお気付きのところをいただければと思います。障がい者計画、障がい福祉計画の中にあります事業等と合わせながらのご説明でしたので、お分かりいただけたと思いますが、いかがでしょうか。今年度、最後の審議会ですし、どうぞご忌憚のないところでご意見いただければと思います。

私からお聞きしてもよろしゅうございますか。4ページの社会福祉施設等整備費の補助金のところで、障がい者計画、障がい福祉計画の実施ということで事業のご説明をいただきましたが、平成28年度当初予算分のグループホーム定員20人と、短期入所10人というのは、これは拠点施設という形での設置ということでしょうか。少しご説明いただけるとありがたいです。

(事務局)

計画上、拠点をこの計画の期間3年間のうち1か所ということの中で、拠点としての整備を考えております。湊小学校の跡地グラウンドにグループホーム20人分、2施設分になりますが、これと短期入所10人分をつくると。グループホームにつきましては、重度・高齢化に対応した専門のグループホームということで、今検討を進めております。

(島崎会長)

ありがとうございます。バックアップ施設はあるということで理解してよろしいですか。

(事務局)

中央福祉会さんがやる予定になっておりまして、本部がすぐ隣にございますので、バックアップ施設というのは今は資料を持ってきておりませんが、24時間体制が取れるような形をとっています。

(島崎会長)

分かりました。それと一定の人員配置もあるということですね。ありがとうございます。

委員の皆様、何かご質問ご意見等ございませんでしょうか。

こころの健康センターの福島先生からご説明いただきましたが、この4月1日から自殺対策基本法が改正されるということで、全ての都道府県各市町村が計画を立てるということです。

政令市新潟は、そういう意味では従前から取り組んでいらっしやったことと思うのですけれども、これまでの継続ということでもよろしゅうございますが、何かありましたらお聞かせいただければと存じます。

(こころの健康センター)

ご質問ありがとうございます。事業につきましては、今ほど説明いたしました若年者対策、子ども、若者の自殺は数としては非常に少ないのですが、ただ中高年層が最近減っているのに対して、そこが減っていないという部分がありますので、基本法の中にも、まだ施行されておきませんが、おそらく児童に関する部分、教育との連携という部分が課題になってくると思いますので、それにつきましては、先取りと申しますか、様子を見て新潟市のほうでも早めに対応していきたいということで、教育委員会とも連携をして対応していきます。

また、依然として中高年層の自殺者の多いことは確かですので、企業向け対策として新潟の場合には特徴として、比較的小規模な企業が多いというところで、産業医がいないということが多いので、産業医を中心としたアプローチではなくて、もっと職場の管理職の方々をターゲットにした分かりやすいリーフレットやポスターを使って、中高年層、働き盛り層に対する対策も合わせて、事業としては今ここには書き込んでおきませんが、新しいものではありませんが、従来のものの延長線上の形で実施していきたいと考えております。

(上路委員)

一つ教えてほしいのですけれども、自殺総合対策事業費のところの、人材育成事業でございませうけれども、ゲートキーパー研修として大学生を対象とした理由を教えてくださいませうか。

(こころの健康センター・福島)

理由の一つとしましては、過去の自殺統計を見ますと、子ども、若者層は実は少ないのですが、大学生の自殺される方が比較的多いということが統計上見て取れました。それが一つの理由でございます。また、こころの健康センターにおける思春期以降、若年の30歳くらいまでの相談の統計を取りましたところ、問題の発現する時期は大学生が多いということがありまして、まずは手をつけやすいところとして大学から始めていこうということでございます。

また、そこら辺りで、その後の大人になってからも人に対して相談をすとか声を掛けるとか、そういったコミュニケーションの下地が形成される時期だと思いますので、そこでまず周りに対して、そういったゲートキーパーとしての下地がつくられればよいということも考えまして、ここは大学に委託して研修の手法等を今後開発していきたいと考えています。

(柏委員)

5ページの「こころの健康センター」のところの(3)の「ピアサポーターによる普及啓発活動」なのですが、これについて、どうもなかなかイメージがつかめなくて教えていただきました

いのですけれども、先ほどのご説明では、既存の事業所等に委託して実施しているようなことを伺ったような気がするのですが、このピアサポーターを育成するとか支援するとか、そういうところの辺りはどんなふうにお考えになっていらっしゃるのか。それから、現実は今、どこか委託するようなところを考えておられるのか教えていただきたいと思います。

(こころの健康センター)

事業としては、今回はまだ委託というところまでいかなくて、ピアサポーターの方を派遣して、その派遣と申しまして、例えば福祉作業事業所の職員の方と一緒に派遣をして、そこで会議で話をさせていただく、講演をさせていただくといったことを考えています。方法として、各区でありますとか地域保健福祉センターがやっているイベントとか会議の場で活用して、例えばですが、民生委員の集まる会などに、そういった方を派遣して、そこで話を聞いていただく。そういったことを考えています。ピアサポーター養成ですが、養成まではいかないのですが、今年度、各事業所等にアンケートを行いまして、そういったピアサポーターとして活動できる方が何人くらいいるかということをおお雑把には把握しています。

その結果を活用しまして、地域性を考慮して、また中身を考慮し業者と連携、相談しながら、ここにはこういう方がいるからいいのではないかということを行いまして、そういった活動を積み上げる形でピアサポーターの方も養成していければと思っていますし、いずれはまたピアサポーターを対象とした研修等も、対象者の方が集まってくれば、やることも必要だと思えますが、まずはピアサポーターの数を把握して、そういった方を活用した講演等を各地で少しずつやっていって、経験を積んでいきたいと考えています。

(柏委員)

ありがとうございました。

(島崎会長)

ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、またお気づきのところ等ございましたら、ご意見をいただくペーパーですとか、あるいは直接担当課のほうにお聞きいただくと。時間がありましたら、またご意見を出していただければと思いますが、ここで報告事項のほうを終了とさせていただきます、続きまして議事に移りたいと思います。

3. 議 事

(1) 条例施行に向けた準備状況について

(島崎会長)

それでは、議事(1)「条例施行に向けた準備状況について」、事前に資料が配られていることと思いますが、事務局のほうから簡単にご説明お願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課の竹中です。資料2をご覧ください。先ほど、主な事業のところでも説明しました、共に生きるまちづくり条例の施行に向けた準備状況についてご説明させていただきます。

先ほどから繰り返しになりますが、条例はつくって終わりではなく、これからがスタートであり、広く市民の方に理解いただき、行動していただくことが重要です。そこで、「1 条例周知の取組み」にありますように、ポスター、チラシを公共施設や事業者団体宛てに約1万か所配布するとともに、成人式やスペシャルオリンピックスなどのイベントなどで条例の周知を図りました。なお、参考資料1が周知用のチラシ、参考資料2が概要パンフレットになっています。これらにつきましては、できるだけ分かりやすい資料になるようにということで作成段階のものを障がいのある方々から見ていただき、意見を取り入れながら作成しました。

次に、「2 市報掲載」ですが、条例公布に関する記事や障がい者週間のPR記事、この日曜日の3月27日号でも1面に大きく条例施行の記事を掲載しました。

次に、「3 障がい者週間の取組み」としましては、12月3日に市長と障がい当事者団体約20名で条例周知の街頭キャンペーンを新潟駅前でを行い、チラシとポケットティッシュのセットを約1,500部配布しました。

次のページに移りまして、「4 内閣府モデル会議等の開催」ですが、11月と1月の2回、内閣府主催のモデル会議を開催しました。こちらについては、障害者差別解消法に規定する、障害者差別解消支援地域協議会という会議を新潟市でモデル的に立ち上げて、障がいを理由とした差別解消に向けた取り組みについて協議しました。国のモデル会議については、今年度で終了になりますが、来年度以降は条例に規定する、条例推進会議という市の附属機関に移行しまして、引き続き差別解消に向けた協議を行っていきます。また、1月31日には内閣府と新潟市の共催で、障がいを理由とした差別解消に向けた地域フォーラムを県民会館で開催しました。新潟市の障がい者差別解消に向けた取り組みについて、ご紹介させていただいたところで

次に、「5 その他」ですが、12月6日に基幹相談支援センター職員のスキルアップを目的にしまして、差別相談対応研修を実施しました。千葉県差別相談専門の元相談員の方を講師にお招きしまして、実際、相談が寄せられた場合にどのように考え、対応するのかを説明いた

いたところでは、次に、1月29日と2月10日の欄に記載のある、事業者向け対応指針と新潟市職員向けの対応要領を作成しました。参考資料3を見ていただきたいのですが、こちらが事業者向け対応指針になります。新潟市の民間事業者の方が不利益な取り扱いの禁止や、合理的配慮の提供に関し、適切に対応するための指針となっていて、その考え方や具体例が記載されたものです。こちらのほうはボリュームが大きいので、これにつきましては、ホームページに掲載し、今後は分かりやすいパンフレットを作成しまして、事業者の皆様へ周知を図っていきたくと考えています。

次に、参考資料4、こちらが新潟市の職員対応要領になります。市職員が不利益な取り扱いの禁止や合理的配慮の提供に関して、適切に対応するための要領となりまして、先ほどの対応指針は事業者向けでしたが、こちらは職員向け、市の職員版になります。1ページ目の下段から2ページ目にかけて「第4条」となっていると思うのですが、これは「監督者の責務」として、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導することや、差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対応するよう定めています。

次のページの「第5条」になるのですが、第5条では、職員が差別を行った場合、懲戒処分が付されることがある旨を記載しています。「第7条」では、職員への研修などの規定になっています。具体的には、最後の9ページを見ていただきたいのですが、「第7 研修体制」がありまして、それぞれ対象者別に具体的な研修を記載しています。このような研修体制で職員に周知を図っております。

次に、資料2に戻っていただきまして、3ページの「6今後の取組み」としまして、現在、条例の逐条解説の作成を行っています。4月1日には相談機関、紛争解決機関で調整委員会、障がい者差別解消に向けた協議提案を行う条例推進会議が設置になります。また、新年度以降、小学校や中学校で使われる福祉読本に条例に関する記載を追加する準備を進めています。学校の授業の中で条例や合理的配慮について、子どもが直接学ぶことができるようにしたいと考えています。4月2日には万代、古町、食育花育センターで街頭キャンペーンを行うことを予定しています。

最後になりますが、4月7日に新任職員研修で、この条例に係る研修を行いますし、4月15日には所属長を対象にした研修を行うこととしています。

説明は以上になります。

(島崎会長)

ありがとうございます。

共に生きるまちづくり条例について、事務局よりご説明いただきました。先ほどの報告事項と合わせてお聞きになりたいこと、あるいは今後、こんなところで周知活動を行うべきではな

いかといったようなさまざまなご意見、お気づきのところをお聞かせいただければと思います。それと、本日机上配付の参考資料5について触れなかったのですが、参考資料5というのは、昨日3月28日の午後に新潟市の社会福祉審議会がありまして、そこでこの条例についての報告ですとか意見をいただくということが議事としてあったのですけれども、そこで小野課長からご説明があって、それについてご意見をいただいたところ、中ほどから下の「共に生きるまちづくり条例」について、商工会議所や中小企業同盟ですとか、いろいろな団体にパンフレットを配布して説明を行っていただきたいということですので、理解できにくい方々へも伝えていくということ。それから、障がい当事者の方本人が十分に理解して活用していくということが大事で、周知・啓発については、それが重要な課題ではないかということがありまして、ここに少しメモですけれども、速報という形で掲載させていただきました。

こういうことも含めて、共に生きるまちづくり条例について、ご意見、お気づきのところがありましたら委員の皆様お出しいただければと思います。いかがでしょうか。4月1日から国の障害者差別解消法と同時に、この条例が新潟市条例として施行される。国の条例以上に、また先進的な中身を持ったもので、ご尽力された皆様方本当に敬意を表したいと存じますけれども、熊倉会長代理、松永委員等ここに直接かかわる、あるいは今後これから推進にあたってかかわっていかれる委員の皆様も、こちらにいらっしゃると思いますので、何かその辺りのところでもご意見いただければと存じますが、いかがでしょうか。

(熊倉委員)

大勢の皆様方の取組みで条例ができたということをお大変喜んでおります。やはり障がいのある人と、そうではない人とうまくお付き合いしていかないと、共生社会はないだろうと思っております。人のつながりを「きずな」という言葉があって、そのうちの「きず」というのは現実に認め合うことによって「きず」を共有することだというお話を聞いたことがあります。やはり、お互いに眼中にないものだと思ってみれば、これはこれで一つの世界なのですけれども、それも極端に推し進めて無縁社会になったような気がいたします。改めて障がいのある人が我々のメンバーなのだということが、ごく具体的にこの条例によって開かれるのではないかと、思って大変期待をしております。

(島崎会長)

ありがとうございます。松永委員、あるいは佐藤委員も推進の委員でいらっしゃいますが、佐藤委員お願いいたします。

(佐藤委員)

私ども身体障がい者協会では、7月10日に身体障がい者相談員の研修会、関東甲信越ブロックと静岡が入ったところで、この研修会を新潟で開くことになっておりまして、私どもとして

もこの条例を本当に実のあるものにしていきたいということで、特にこの条例制定にかかわった先生方にも、できれば講師になっていただいて、それをもっと県外にも広めていきたいなどということが一つあります。

それともう一つは、この権利条約との関係において内閣府のほうからも来ていただいて、そのようなことで障がい者相談員の質をうんと高めていかないと、これに対応できないのではないかなと思っておりまので、これをやっていきたいと思っております。

まだやってみないことには分からないけれども、これを本当に理解していただくには、また障がい福祉課などの本当にご努力が必要なのではないかなと。そしてまた、一般の人に理解させるということは、私ども自身が自分の障がいは理解できても、他人の障がいがなかなか理解できないというところがあるわけです。例えば、目の不自由な人が困っていても、自分の足の不自由なのは分かるけれども、目の不自由な人がどれだけ困っているかということは、なかなか頭では理解できても体で理解できていないというところがあります。そのようなことをもっと理解でき、また子どもたちもそれを頭の中ではなくて体で理解できるような、教育の中でそれが取り上げられてくれればありがたいと思っております。以上です。

(島崎会長)

大切なお話をお聞かせいただきまして、ありがとうございます。柏委員、お願いいたします。

(柏委員)

この条例ができて大変いろいろな面で変わってきている、社会的な変化も感じているのですが、実は当事者の人たちと10年くらい会を持っているのですが、その当事者の方々が非常に今までの生活の中で差別・偏見を受けてきて、自分たちが声を出していいのかということ、こういうふうになったのだよといっても、言えるかね？みたいな感じのことがあるのですね。それで、家族にもそうです。家族も今までどおりのいろいろな失望したり、絶望したりしているような状況がありましたので、言っているのだからと。それから相談機関ができたけれども、結局は聞かれるだけで親身になって相談してもらえないのではないかとかということ、埋もれている家族もいっぱいいます。家族会に出てくれば、そういう話が出てくるのですけれども、この条例に関しては当事者家族、通っている作業所の職員、病院の医師も含めて、当事者の権利を掘り起こしていく、安心を与えるような取組みを両方でやっていかないと大変ではないかという感じがいたしました。一応、私らの家族はできるだけ相談機関には足を向けましょうと話しているのですが、向ければ向けるほど実態を分かっていたらいいのだからということで、一、二回でめげないで行きましょうという話もします。病院に行っても待合室にちょっと貼ってあるくらいで詳しいことは説明がないので、周りで動いているけれども、自分たちはということも聞いていますので、そういう点のところでもいろいろ周知するというのをよろ

しくお願いしたいと思います。

(松永委員)

松永です。素晴らしい条例ができたと思っているのですけれども、まだ実は当事者が理解していない部分があるような気がしています。いろいろ話を聞いていると、どうもわがまま的な部分を言っているようなこともあったりしますし、私が一番気になるのは、新潟市と新潟市以外の新潟県の部分の事業所の、新潟市は義務になっているわけですけれども、市外のほうの努力義務の部分で、同じ例えば当事者が新潟市にある、あるいは本社が新潟市外、あるいは支店でも同じわけですけれども、その辺の同じ系列の関係会社が市と市外にあった場合、そこでの対応の違いが出てくるのか。あるいは理解力が違ってきているのではないかなという気が正直します。いろいろな指針とか出ていますけれども、その辺でちょっと気になるところがあります。

先日、JRと交渉があったときにも、この部分をお話したときに、どこかちょっと違うのではないかなという気がしました。そういう意味で、同じ新潟という名前の中で、市と市外の違いというのが出てきたら、どういうふうに考えたらいいのかなというのを、この辺が気になっているところです。以上です。

(島崎会長)

ありがとうございます。松永委員がおっしゃったあたりで、事務局から何かコメントございますか。

(事務局)

残念ながら、この条例は新潟市域がエリアになっておりまして、エリアとして新潟市内に入ったら、この条例の効力が出てくるということでございます。それぞれの自治体がそれぞれの状況に応じて、それぞれのルールにしたがって条例をつくっておりますので、新潟市においては、この条例を守っていただくということを強く願って、各新潟市内にある事業所に対して周知を図っていきたいと思っております。

それから、各委員の方から、当事者がなかなか分かっていないというお話がありましたが、それにつきましても、さわやかトークという方法、市の職員を派遣して、状況についてご説明するメニューにもこの条例も含めていきたいと思っておりますので、なるべく機会を捉えて、皆さんがお集まりのところには足を運んで条例の趣旨等を説明していきたいと思っておりますので、もし機会があれば呼んでいただければと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。いかがでしょうか。本間委員も基幹相談センターでいらっしゃいますが、何かご意見ありましたらお願いします。

(本間委員)

基幹相談支援センター中央で相談しています本間です。この4月1日から基幹センターが初期相談の窓口となるということで、すごく立派な条例なので我々相談員一人一人スキルを磨いていかなければということでお話をしているところではあります。この条例ができることにあたって、私のほうで振り返ってみたら、障がいがある方で、その方が生活されていたときに条例があろうがなかろうが、努力している企業やお店は結構あるのかなと感じています。具体的な例を挙げると、私がかかわった方で視覚障がい全盲の方だったのですけれども、自分の働く出勤先の近くのコンビニに通い詰めて、通い詰めた結果、その彼がコンビニの入り口に入ると、もうカゴを持って店員さんが付き添って、何をかうか、今日はこんな新商品が出ました、という形で、買い物にお会計が終わるまで一緒に同行しているというお話を伺ったことがあります。

もちろん、この条例ができて、さらにご理解が深まっていけばいいなというところはあるのですけれども、ぜひこの条例が、障がいがない人にとっても、いいものになるためには、ぜひ好事例というもの、うまくいったケースとか、こういうふうにやってもらったら、障がいのある方が助かったよという事例を、ぜひ新潟市として蓄積していただいて、事業者さんにお示ししていただければ一般の方も、自分がやっていたのでよかったというふうになるかなと思うので、ぜひ新潟市として、その辺を取り組んでいただければと思いますし、私自身も、なるべくそのように事業所に返していけたらと思っています。

(島崎会長)

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

委員の皆様、お一人お一人のフィールドのところ、今、本間委員がおっしゃったようなことを蓄積して行って、それを共有していくということも大事かなと思っております。本当に当事者の方がどう理解して、どうそれを活用していけるのか、それを支える、さっき佐藤委員のほうから相談員がやはり力を付けていくということ、昨日の審議会でも包括センターですとか基幹相談センターの方がやはり、今、本間委員がおっしゃったような形で、力を積み重ねていくといいますか、そんなことがまず大事になってくるのかなと思います。また条例は義務付けはしてありますけれども、罰則規定はなく、同じテーブルでやはり相互理解を深めて行って課題を解決していこうという方向性を持っているので、これが新潟市以外のところでも、そのことが波及効果をもって外に向けてのボディブローのような役割を新潟市が果たしていければ、またそれは大事なことかなと思っております。

ほかにご意見ございませんでしょうか。柳委員、お願いいたします。

(柳委員)

条例が始まったときなのですが、私ども聾啞者の当事者と手話通訳の仕事に関してなのですが、事業者がお話ししてくださるのを、当事者である私どもが何を話しているか伝わらないときがあったりしますので、手話通訳を介して話した内容を確認するために、第三者がポートしてくれるというやり方がいいかと思うのですが、そういうことはできるでしょうか。通訳の話したことを合っているかどうかというのを第三者がまた確認できるようなシステムがあれば、話している内容を第三者がサポートしていただけるようなシステムというのは考えていただけますでしょうか。通訳がお話ししたことが私どもの意図どおりに伝わっているかどうか、私どものほうが確認したいという意味で、そういう第三者がいれば、フォローもできるかと思うのですが。

(島崎会長)

例えば、今の場面で言えば、柳委員がおっしゃったことを通訳してくださっているわけですが、それを第三者の私と通訳の方が確認し合うということでしょうか。

(柳委員)

第三者というのは、市役所でもいいですが、文字にした証拠があれば確認することができる。私の言ったことを通訳が音声に変えてくれる。それが合わないときがあるのですね。それを第三者が文字にして確認してくれるという方法でフォローしていただければありがたいかなど。時として通訳が伝わらないこともあるので、それを防ぐためと、そういう第三者から確認できるようなことがあれば記録として私がそれを見て確認できるという方法で、記録に残しておいていただく。そういう記録を残すという第三者が入っていただければと思っています。そういうことは、いかがでしょうか。

(島崎会長)

それは具体的に、例えば相談機関とか、市役所とか、いろいろな生活場面のさまざまな場面でということですか。

(柳委員)

そうです。いろいろな各場面に通訳のほかに確認できる記録のようなものを。私たちは話している内容が分からないで、つい首を縦に振ってしまって、それで伝わっているような気になっているのですが、それを第三者が書いてくださると、書いたものを見て、今の話は自分に言っている話と違うというようなものを目で見て確認できるので、そういうものは難しいでしょうか。

(島崎会長)

これは、事務局のほうにお聞きしたほうがいいですか。実際に、例えば市役所の場面でということ。

(柳委員)

例えば、企業などでの何らかのトラブルですよね。そんなときに聞こえない人が手話でやったことが、企業にどう伝わったかわからず、具体的な意味が分からないままでも了解してしまうことなく、内容について確認をして、そのための第三者的な人とか人為的なサポートをお願いする形はできるのかどうかということなのですが。誰かがお話ししたかったというときも、十分に出せないまま終わってしまうことがないように、きちんとコミュニケーションが取れているか、大丈夫なのかを第三者的な人から見ていただいて、そして記録として確実に自分のほうに返してもらおう。職安なんかで、誤解があったりするという話を聞きました。仕事を紹介できないと言われ、どういうことなのかと言っても、聞こえないから、それで終わりだよということで、相談がなかなか続かなかったという例を聞いたものですから、もしそんなことであれば、きちんとコミュニケーションが取れるようサポートが入り、内容をお互いに理解できるという意味で、どうしても私たちは目でしか情報が入らないものですので、そんな方法が取れるのかなと思ったもので、それで第三者という言い方をしたのですけれども、そんな方法があると助かるのかなと思っていました。

(事務局)

今日はじめて具体的なご提案をいただいたので、調査というかお話をお聞きしながら、どこに問題点があるのか、例えばスキルの問題なのか、それとも記録として、また紙で残せばいいだけなのかという問題もあろうかと思えますし、長期間の会議になりますと、通訳を2人派遣しているので、それぞれの相互で例えば補完することができるのかとか、いろいろなことをまたお聞きしながら、どういう対応をすべきなのか考えていけたらなと思っていますので、別途柳委員のほうと別な機会にまた詳しく相談させていただければと思いますが。いずれにしても、条例の中には情報保証ということも入っておりますので、相談はさせていただきたいと思っております。

(島崎会長)

ありがとうございます。合わせて筆談も同時にコミュニケーションを取っていければ、柳委員がおっしゃったような文字での確認もできるということもあるかと思えます。今、事務局のほうからもお話しいただきましたけれども、いろいろな場面で市役所にかかわらず、聴覚障がいの方が生活する場面、場面での工夫のあり方ということで、これも周知していくことと柳委員のお話をお聞きしながら思っていました。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、時間もありますので、またお気付きのところは後ほどペーパー等、いろいろところでこれからもお出しいただければと思います。

(2) 敷地内グループホームに係る条例改正について

(島崎会長)

それでは、次に議事(2)「敷地内グループホームに係る条例改正について」ということで、資料について事務局から簡単に説明をお願いしたいと思います。そのあとでご意見いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

障がい福祉課の山田と申します。グループホームの設置基準の緩和について配付いたしました資料3により説明をいたします。

昨年より、皆様からご議論いただいたところですが、その後実施したパブリックコメントに寄せられたご意見も踏まえ、所定の状況を満たす場合には入所施設の敷地内にグループホームを設置できることとする条例改正案を議会に提出いたしまして、可決されたところです。これにより、平成28年4月以降については、資料3の1ページに改正内容のところに記載した条件を満たす場合には、入所施設の敷地内にグループホームを設置することができるようになります。その条件は、グループホームと入所施設などが独立した建物であること。グループホームの入居者の、地域や家族との交流機会が確保されること、グループホームの入居者が日中に活動を行う場所、入所施設など同一敷地内の事業所とすることを強要しないこと。グループホームの入居者の決定に際しては、入所施設の入所者及び居宅で生活する重度障がい者を優先するものとし、入居者の意思を尊重することとしています。

資料の2ページ目をご覧ください。条例の新旧対照表となっております。

続きまして、資料の3ページをご覧ください。平成27年11月23日から平成27年12月22日までの間に実施したパブリックコメントについて報告いたします。パブリックコメントでは、6名から意見の提出があり、内訳については5名については改正を進めてほしい旨のご意見、1名については改正に反対のご意見でした。ご意見につきましては、資料の4ページとなります。反対意見については、一番下になります。入所施設の敷地内設置は障害者権利条約に反するといった内容でしたが、市としては障がい者の住まいのニーズは多様であり、この改正により選択肢が増えることとなるため、障害者権利条約などの抵触するものではないと考えております。なお、今後もこれまで同様、入所敷地外のグループホームの設置の促進には努めていきます。また、設置条件の一つとして、当初はグループホーム入居者は入所施設の入所者の入所待機者を優先することとしておりましたが、寄せられたご意見の中で、自宅から通所施設に通う者にも敷地内グループホームに入居する機会を与えてほしいとのご意見があったことなどを踏まえ、グループホーム入居者は入所施設の入所者及び居宅で生活する重度障がい者を優先することという条件に変更いたしました。この改正により、グループホームの設置促進を図っ

ていきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。この障がい者グループホームの設置基準の緩和につきましては、今年度この審議会でも委員の皆様からご意見をいただきながら、自立支援協議会等でも議論し、またパブリックコメントにかけて、このような条例改正というところにまとまったということでございます。いかがでしょうか。何かご意見ご質問等ございますでしょうか。

先ほど次年度の当初予算のところでもグループホームの設置に向けて、かなり市のほうでも取り組むということでのお話もありましたが、この改正によって実際に敷地内にグループホームの設置というのは平成28年度はどのような状況になっておりますでしょうか。お聞かせいただければと思います。

(事務局)

条例の施行が平成28年4月ということで、条例がそういうふうに変われば敷地内にグループホームを検討したいとおっしゃっている法人が3法人ございます。具体的な計画はこれからになろうかと思えます。

(島崎会長)

ありがとうございます。委員の皆様、何かご意見ございませんか。多賀委員、何かございませんか。いろいろ法人で取り組んでいらっしゃるということも合わせて、前にご説明いただいたりしておりましたので。

(多賀委員)

それでは、今の現状を報告させていただきます。この4月1日からグループホーム、さくら壺番館と名前を付けましたが、開所をする予定になっております。利用者のほうは女性が6名という形で、施設みのり園のほうから4名の方がそちらのほうに移行されます。それから、地域のほうから2名の方が利用されるという状況になっております。その関係で今、今日辺り午後から引っ越しをしたいという形で動いています。あとは、地域のほうから今度は施設入所のほうは4名空きましたので、今その調整に入っているというところです。

それから、利用されていた方、これから利用される方なのですが、引き続き、みのり園の生活介護を利用される方がおれば、地域のまちなかサロンといいますか、近くのほうを利用される方もいるという現状です。

(島崎会長)

具体的なお話をいただきまして、ありがとうございました。

事務局のほうから何かございますか。いいですか。これにつきましては、特にご意見ご質問等よろしいですか。今後進めていく中で、具体的にどのような取り組みがあるのか等お聞かせ

いただきながら、また先ほど事務局のほうからもご説明がありましたけれども、敷地内外ともに住まいの場としての推進を図っていくということでもよろしくお願ひしたいと思います。

(3) 短期入所の調査結果について

(島崎会長)

それでは、次の議事(3)「短期入所の調査結果について」ということで、差し替えの資料4で事務局のほうからご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、短期入所の調査結果について事務局より報告させていただきます。本日、お配りさせていただきました差し替え資料4「短期入所の調査結果について」の1ページをご覧ください。北区の自立支援協議会からの短期入所利用に関する課題について、自立支援協議会の運営事務局会議での検討の要望を受けまして、短期入所の利用実態の把握を目的に調査を行うことといたしました。この平成28年1月に短期入所施設13か所を対象に調査を実施しております。北区では、利用したいが施設に空きがないため利用を断られることがある。緊急で利用したい場合でも、施設に空きがないため利用ができないという課題がある。北区以外でも同様な課題があるのかどうかという議題から調査を行うこととしたものです。運営事務局会議において、この平成27年9月から11月までの3か月間における利用実績と受入状況などについて13か所に調査を実施し、すべての事業所から回答をいただいているところです。

調査の項目といたしましては、「利用実績」といたしまして、短期入所の利用日数、利用の実人数、一人当たりの利用日数の平均。それから「受入状況」といたしまして、緊急で受入を行った日数及び実人数、新規で受入を行った日数及び実人数、受入を断った人数を調査項目とさせていただきます。

続きまして、2ページをご覧ください。調査結果について、引き続きご説明させていただきます。(1)「利用実績」についてですが、各施設合計しての3か月間平均での延べ利用日数については1,380.3日、利用実人数は291.7人、一人当たりの利用日数は4.7日、稼働率といたしましては、3か月平均で95パーセントでした。

(2)「受入状況」についてですが、3か月平均での緊急受入日数は48.3日、新規受入日数は14.7日、緊急または新規で受入を行った実人数は12.3人、受入を断った人数は20人でした。少しずつではありますが、緊急や新規の利用者の受け入れを行っているというところが分かったところです。また、受け入れを断った理由といたしましては、施設のベッドの満床以外のほかには、個室の利用規模に対して居室の調整が難しいなどという理由も挙げられているところです。今回の調査を基に、緊急の受け入れをはじめとする短期入所の理由に係る課題などについて、自立支援協議会を通じて検討を行っていきたいと考えているところです。

報告は以上となります。

(島崎会長)

ありがとうございました。今の短期入所の調査結果について、何かご意見ご質問等ございましたでしょうか。今、ご説明ありましたように、北区の自立支援協議会で具体的なニーズ課題があったということで、全市の施設に向けての調査をしたということですが、ご意見、ご質問等はございますか。多賀委員、重ねてで恐縮でございますが、実際の具体的な短期入所の状況ですとか、入所施設は多賀委員のところだけだと思いますので、少しお聞かせいただければと存じます。

(多賀委員)

短期入所の現状を今ほど係長が言われたようなことだと思います。うちの場合ですと、4床の短期入所はあるのですが、多くはやはりリピーターの方がご利用されるということです。中にはロングショートという形で利用されている方もおられます。そういう関係で、やはり緊急の場合があっても満床で受けられないということがあろうかと思いますが、できるだけ短期入所が空いているときは、何日かでも受け入れをして、また各施設と連絡を取って、うちは3日しか受けられないのだけれども、そちらの施設はどうですか？という形で連絡を取り合って、その方には申し訳ないのですけれども、施設を動いていただいて利用していただくということも中にはあったりはします。

(島崎会長)

実際に、今後こういうようなショートに関して環境が整備されるといいのではないかというご提案がありましたら、どうぞご忌憚なくおっしゃってください。

(多賀委員)

当然ながら、それ専用のお部屋等が確保できればそれに越したことはありませんが、その分、職員も増えてきますので、そこの手当てのほうも合わせて進めていけたらなと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。短期入所に関しては、やはりグループホームの設置の関係ですとか、入所待機者の方がいらっしゃって、それでリピーターですとか、ロングショートになっているという状況ですとか、その辺環境整備のところとかなり関係しているところだと思いますので、合わせた施策が今後やはり必要になってくると思われました。先ほどのショート10床がグループホーム20床のところと合わせてできるということもご説明ありましたが、その10床が増えることで、この辺のところはかなり緩和されるという部分はあるのでしょうか。

(事務局)

ショートに関してのニーズのデータはないのですけれども、かなりの希望者があると思って

おりますので、10床つくるだけでは、なかなか解消されるものではないと考えています。ショート不足については、我々も課題と認識しておりまして、稼働率を見ながら各施設を訪問し、もう少し稼働率が上がるような工夫ができないかとか、それから先日の管理者の会のところでもショートについて、今あるところは増床、ないところについては新規でつくるということについて、ぜひご検討願いたいというお話をしたり、グループホームをつくる際には、1床でも2床でもショートを併設できないかというご相談もさせていただいております。

また、特別養護老人ホーム等、介護保険施設のほうでも空きがあったときに、障がいを受けさせていただく基準該当についても特別養護老人ホームにも、こちらのほうからPRして、実績はなかなか上がっていないのですが、登録は増えているところですので、こういう活動を通じながら少しずつ、一気になかなか解消は難しいところではありますが、少しずつ解消していきたいと考えております。

(島崎会長)

ありがとうございました。今の事務局のお話ですと、考えられる施策はある。それを少しずつ実現できるような取り組みが今後考えられるというお話ではあったと思いますので、ぜひ1床、1床と。1床、1床では焼け石に水的なところがありますけれども、住まいの環境をどう整えていくかということの中で施策として取り組んでいければと思います。何かほかに、このことについて障がい種別にかかわらずニーズとしてあることだと思えますけれども、よろしいですか。

(熊倉委員)

この調査結果からのインフォメーションというのは難しいのですよね、きっと。というのは、17、10、10という数字に対して、断った人数というのは実人数では当然ないわけで、一人の人が3か所、4か所訪ね歩いているというケースも稀でしょうけれども、そういうケースもあつたりして、その辺がまったく分からないのですけれども、要するに今、この数字から言葉で説明すると、こういうような状況にあつて、こういうふう困っているの、こういうことが必要だと。それで今、呼び掛けていると。こんなふうなことでやっているという一つながりの文章にするようなことというのは結構難しいなと思いつつ言っているのですけれども、その辺ここにいる方の間だけでも非常に深刻なのか、案外そこそこいっているのかという深刻さの度合いもよく分からない今の状況なので、その辺、ロングショートという言葉も出まして、実態が垣間見えてはきているわけですが、説明が難しいところをこんなふうに思っているというところで、もしご発言があるとしたら、どなたでも付け加えていただければと思います。

(島崎会長)

いかがでしょうか。多賀委員、お願いいたします。

(多賀委員)

うちにきたケースなのですが、日ごろご家族の方が支援しておられるのですが、家族の方が体調を崩して入院をしたというケースが結構、相談員の方から施設のほうに話ができることが多くあります。日頃は見ておられるのだけれども、体調を崩して家族が入院したとかで、その方が支援できないということで結構相談を行います。

(島崎会長)

今、多賀委員のほうから実態について、いろいろお聞かせいただきました。熊倉委員のほうからもお話があったように、個別ニーズの状況がどのような状況であるのかということでしょうか。緊急受け入れを行った状況、あるいは受け入れができなかった状況、ショートを利用される方の状況、その辺、利用者の性別、年代、障がい種別、程度、どのような家族構成の中で生活していてショートが必要なのか、住まいの形態や実際の日中活動の様子ですとか、その辺のことです。

それから、施設入所を希望している待機者であるのか、グループホームで生活したいと思っている方が家から離れて施設での生活、他者との生活場面を経験したいとか、いろいろな状況の中で緊急的に、あるいは日常的に短期入所を利用されているということ。障がいの状況別にいろいろ個別状況がおりかと思うので、できれば施設入所、グループホームでの生活、短期入所と自宅での生活の組み合わせですとか、いろいろなサービスを利用しながら組み合わせながら暮らしをつくっていくということの前提となるという意味でも、この短期入所の調査結果を第一弾といたしまして、今後、そのような個別ニーズと状況と、もう少し詳しく見ていくという第二弾、第三弾の調査をしていただくことで少し施策の整備ですとか、それぞれの法人の取り組み方が見えてきたりするのかなとも思います。それが熊倉会長代理がおっしゃった、ある程度ストーリーのあるような、一人一人の暮らしが説明できるような、どんな支援が必要なのかということも見えてくると思います。ぜひこの北区からの始まりを全市的なところに広げて、さらに個別の状況が分かるような調査を継続的にしていただければいいのではないかなと、ご意見をお聞きして思いました。

この短期入所について、何かほかにご意見ご質問等ございましたら、どうぞ感想でもよろしゅうございますので、佐藤委員何かございますか。

(佐藤委員)

私は以前、太陽の村の園長をしていたのですが、そこでショートステイを別のところにつくってあるものだから、頼まれて入所された方がしょっちゅういなくなるのです。そうすると、一晩中探して、翌日も探すということが何回かあったりして、そうすると職員の人数が限られているところへ、そういう人が入ってきて、また別のところにやっているものだから、

職員の人数が非常に割かれると、次のときにはやっていけなくなってくると。非常にそういう点で経費がかかってということで、一人受け入れるのに大変な思いをしていたということがあ
るのです。今はどうなっているか、私も長年そういうことをやっていけませんので分かりませ
んけれども、限られた人数で精一杯やっているのに、またショートステイで夜いなくなっ
て探す。そうかといって鍵を掛けるわけにもいかないし、そこら辺が非常に矛盾しているか
なと思いつつながら、特に自閉的な傾向にある方というのは、なかなか自分の思うとおりに
ならないと、いろいろ問題を起こすというところもありますので、そういう点も考えて、若
干でも人件費が補助できるような方法でいかないと、引き受けるほうも大変だし、そ
こら辺今はどうなっているかは分かりませんが、非常に苦しんだ思いがあるので、そ
こら辺のところを分かかってほしいなという気持ちがあります。

(島崎会長)

ありがとうございます。これについて何かご意見は。

(熊倉委員)

困っている人たちは、知的障がい者の方が案外多いのではないかと感じております。で
すから、皆様に投げかけたものは自分の頭に上に降りかかってくる程度自覚しつつ、
それで私どもとしては、会員のアンケートの中で親御さんの年代、それからどうい
う生活、どういサービスを利用されているのかという実態を調査するアンケートを
来年度にまたがってしまいますけれども、今進めているところなのですが、ただ、
会員ではない方の深刻なところというのは案外よく私どもは分からない部分
があります。

もう一つは、虐待防止法ができて、それは擁護者の援助というものも本当に大きな
要素なのだよという、虐待防止法の法律の長い名前の中に入っているわけなの
ですが、今、佐藤委員がおっしゃった、やはり障がい者の現状、そして家族の
苦闘している今の現状というものをもって来たということについては、やはり
家族支援がどういうことだったのかというのが、ものすごく大きな要素であ
ると思いますし、その辺はもう一つの大きな問題かなと。感想で申し訳
ありません、いずれにしても私どもなりに実態に迫ろうと思っております
けれども、引き続きこういう場面で検討していただければと思います。

(島崎会長)

ありがとうございます。また、アンケート等がまとまったところで、またこの
審議会でもお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、またお気づきのところがありましたら、ご意見等ペーパー等さまざま
な方法でいただければと思いますが、この短期入所の調査結果についても継続
的に、この審議会でも忘れずにその都度その都度見ていくことができたら
と思います。

4. その他

(島崎会長)

それでは、議事をこれで終わらせていただきまして、4「その他」ですけれども、松永委員のほうから視覚障がいがある方の交通死亡事故の取り組みについて、その後の状況についてお話しただけということですので、お願いしたいと思います。

(松永委員)

時間をいただきまして、ありがとうございます。10月15日に東区で視覚障がい者の兄弟が通勤途中に交通事故であって、妹さんが亡くなりました。このことについて新聞にも報道されておりましたので、皆さんご存じかと思うのですけれども、その後私ども、障がい福祉課にお願いする中で、いろいろ対応していただきまして順調に進んでいることがありまして、非常に感謝しております。その後の経過についてお話しさせていただきたいと思っています。

10月15日に交通事故があって、妹さんが亡くなられたわけですけれども、その後、新潟市と新潟県にそれぞれ要望書を出しました。要望書の主なところは道路の整備、それから今、ハイブリットというのでしょうか、音の静かな車が増えてきていますけれども、これは視覚障がい者にとっては接近の状況がまったく分からないので、この対応を国への要望ということと、それから実は実際に車を運転している人たちが、まさにどれだけ視覚障がい者が歩いているのか、あるいは盲導犬を連れている状況をご存じなのか、これは視覚障がい者だけではなく、他の障がい者も含めてだと思えるのですけれども、運転する人たちがどれだけ障がい者を理解しているのか、このことがすごく我々疑問が出てきました。

そういう意味で、運転免許を取る段階での障がい者のことを周知していただきたいということと、それから今回は通勤時でしたので、通勤時の介護ヘルパー制度を利用できるか、できないか。今の状況ではできないことですので、これらを要望という形でお願しました。新潟市と新潟県にお願いしたあと、県警のほうにも同様なお話をさせていただきました。その後、12月11日に新潟県知事と新潟市長の連名で厚生労働省、あるいは国土交通省等、関係機関に要望書を出していただきました。すごく感謝しております。それから、その後、県議会も参議院、衆議院等に要望書、意見書を出しました。

そういういろいろな活動の中で、状況が変わってきたというのは、その後2月の新聞に出て、ご覧になったでしょうか。ハイブリットカーが2018年度からの新車には接近時に必ず音が出るようなシステムを組み入れるということになりました。これも以前から要望しておりましたけれども、実際にこれによって視覚障がい者が事故にあったということで、お願いを私どもの中央の段階でもお願いしておりましたけれども、2018年からシステムが義務付けられることにな

りました。その後、最初は警察での話では交通信号機も視覚障がい者音声信号を新しく付ける予算がないというお話だったのですけれども、県のバリアフリー予算で江南区の赤道、丸山地区の信号機に音声信号が新しい形で付くことになりました。

そういうふうに、いろいろな面でご理解いただいて、順調に進んでいますし、私も県警の交通課の人たちの前で、実際に視覚障がい者がどういう形でまちを歩いているか、あるいは視覚障がい者に出会ったら、どういう対応をしてほしいということをお話しさせていただきました。そういうふうに、いろいろなところで視覚障がい者の外出に対して、ご理解いただけるものが出てきていると思っています。実際には、以前は新潟駅前でも視覚障がい者に出会うことは少なかったのですけれども、今は出ていくと必ず視覚障がい者に出会います。それだけ視覚に障がいがあっても外出をする方々が増えていることだと思っています。いろいろな行事に参加するですとか、買い物に行くとか、介護ヘルパーさんと、あるいは単独歩行の方もおられますけれども、視覚障がい者の外出が増えてきております。そういう中で、ご理解いただきながら新年度を迎えると、市内でも視覚障がい者の外出についての講演を頼まれたり、実際に出会ったときにどう対応したらいいかという話を聞かせてくれというのが市内からも話がきていますし、市外からもあります。そういう意味で、今回のこの事故は非常に残念で悲しい事故ではあったわけですが、いろいろな形で周りの理解が進んでいると思っています。

それで、今後のことなのですが、今まで交通安全週間という、この春ですと新入学時ですとか、どこかで高齢者の交通安全のお話があったかもしれませんが、障がい者全体の交通安全のテーマにあったかもしれませんが、私自身は気が付いていなかったのですけれども、ぜひとも市内に、私がお願いするのは視覚障がい者だけではなくて、障がい当事者、障がいの種別によってそれぞれ特性が違いますので、いろいろな対応の仕方があったと思うのですけれども、いずれにせよ障がい者がまちを歩いているということを、多くの市民、特に交通事故がらみになれば運転する人に理解をしていただく方法というか、PRというのでしょうか、ご理解していただくような方策をぜひとも進めていきたいと思って発言をさせていただきました。

本当に、いろいろな形での障がい福祉課のおかげさまで、いろいろなところで私たちが進んでいると喜んでおりますけれども、これからもぜひとも障がい者がまちへますます出やすく、安全に外出できる形に進めるためには、もう一步ご援助いただきたいと思って発言させていただきました。以上です。ありがとうございました。

(島崎会長)

松永委員のほうから具体的なお話をいただきました。ありがとうございました。特にこれは事務局、よろしいですか。

それでは、報告事項、議事、その他、今日の議題を進めさせていただきましたけれども、平成27年度第3回の審議会は、これで終了となります。委員の皆様、それぞれのお立場でお気付きのこと、あるいは日常の中でお考えのこと等ございましたら、お手元に「障がい者施策審議会に対する意見」という用紙がございますので、現状を踏まえたご意見、ご提案、具体的なこと、気付いたこと等お書きいただき、ご提出いただけたらと思っております。

お手元の参考資料5は、先日の社会福祉審議会の障がい者施策に関する関連意見として速報で出させていただきましたが、障がいのある子どもの保護者支援について、もっと庁内のそれぞれの関係部署が連携して、障がいのある子どもの保護者の心のケアについての支援をしていく必要があるのではないだろうか。あるいは、ITサポート事業についても、かなり実績があり、それは逆の意味をすれば、ニーズがそれだけあるのだということ、掘り起こしもできていたと。そういう意味で、恒常的な施策といいますか、施設を設置して、そのニーズに応じていくようなことができないだろうかということですか、コミュニケーションが困難な人への支援についての手厚い施策の要望ですか、補助犬法について、もう少し条例周知の中でも、そういう周知ができるように徹底していくことが大事なのではないだろうかというような障がい者施策に関連するご意見がありまして、障がい福祉課の担当のほうでも今後できることは検討していく方向でということでお答えいただけていたと思います。このようなことも参考にしつつ、ぜひ新潟市の障がい者施策につきまして、ご意見ご提言等をお出しいただければと思います。

今年度はこれで終了でございますが、次年度におきましても、少なくとも今年度同様、年3回くらいの審議会が開催されることと思いますが、そういうご意見ご提言をいただきながら、新潟市の条例の具現化も含めて、良い新潟市になるように審議会をやっていくことができたらと思っております。今年度、皆様ご協力いただきまして、ありがとうございました。次年度もよろしく願いますということで、マイクを事務局のほうにお返ししたいと思います。

5. 閉 会

(司 会)

島崎会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様もそれぞれ活発にご発言いただきまして、ありがとうございました。駐車券をお預かりした皆様におきましては無料処理をしておりますので、お帰りの際に忘れずにお持ち帰りいただきたいと思っております。

以上をもちまして、平成27年度第3回新潟市障がい者施策審議会を終了させていただきますが、最後に少し時間をいただきまして、小野障がい福祉課長よりごあいさつさせていただきます。

がら、閉会とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の小野でございます。今年度をもちまして、異動の内示をいただいております。委員の皆様におかれましては、この審議会のみならず、いろいろな場面で大変お世話になりました。この場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございます。4月からは、同じ福祉部内なのですが、地域包括ケア推進課ということで、引き続きまた皆様にお世話になることも多数あるかと思えます。今後とも、どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

(司 会)

それでは皆様、お気をつけてお帰りください。どうもありがとうございました。